

進路通信 第4号

大阪府立八尾支援学校
キャリアサポート部
令和元年9月13日

長い夏休みが終わり、2学期がスタートしてから1週間が経とうとしています。今学期は学習発表会という大きな行事が控えています。また、高等部3年生にとっては卒業後の進路を決める非常に大切な時期でもあります。今夏の高等部の施設・作業所実習には、のべ91名の生徒が参加しました。ご協力ありがとうございました。

施設・作業所への入所を希望する場合、基本的には本人（または保護者）が、希望するサービス（施設・作業所）を決め、施設・作業所に申し出て（入所の意思表示）、自分で申請手続き（契約）を進めていくことになります。見学会や夏休み中の夏季実習を通して得られた情報をもとに、これから本格的な施設・作業所選びが始まります。

以下に簡単な流れを紹介します。

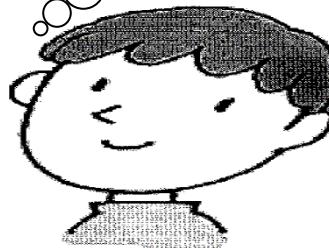
1、希望の決定

まずは、利用を希望する施設・作業所を決めます。
その時の判断材料は・・・
○受け入れは可能か。
○作業やサービスが利用する人に合っているか。
○雰囲気はどうか。
○通所方法・送迎はどうなるのか、時間はどうか。
○利用料負担、食費、送迎代、保護者負担金等はどうなるのか。
○自分の考えと、施設の理念や考え方に食い違いはないか。
○利用後の就労率はどうか。
など

相談先

○市の福祉事務所・障がい福祉課
○大阪府障がい者自立相談支援センター
○学校の担任
○地域生活支援センター
など

どうしたらよいのかわからない場合は、担任にご相談下さい。



2、施設・作業所に申し出・相談

希望が決まったら、まずは施設・作業所に保護者が相談、申請をします。10月頃には利用者を決めていく事業所もありますし、逆にまだ全く日程が決まっていない事業所もあります。いずれにしても早めに相談したほうが良いです。

3、実習/面接

施設・作業所の利用を前提とした面接/実習を受けます。概ね10月頃～12月くらいまであります。
※施設によっては、「面接/実習の必要なし」のところもあります。

4、市の福祉事務所・障がい福祉課へ申請手続き

来年4月から施設・作業所を利用する了承が得られたら、市へ申請します。

S

作業所といっても提供するサービスは様々で、利用するサービスによっては手続きが異なる場合があります。介護給付に属する「生活介護」、訓練等給付に属する「自立訓練」・「就労移行支援」・「就労継続支援」、更に市町村が行うもので地域生活支援事業に属する「地域生活支援センター」などがあります。

卒業後、利用する施設・作業所が決まったら、福祉サービスの利用申請を行う必要があります。『進路のしおり（高等部配付済）』または、別紙『サービスの利用のしかた（大阪府発行 サポートだよりNo.6）』を参考にしてください。

また、卒業後すぐに就労継続支援B型を利用する場合は、就労移行支援事業所でアセスメント実習をする必要があります。本校では、高等部3年生の2学期頃にアセスメント実習を実施しておりますので、希望がある場合は学校までご連絡ください。

尚、以下の施設・作業所は、面接・利用前実習などで公募して選抜を行う施設です。学校から案内を配布いたしますのでご注意ください。

事業所名（所在市）	事業種等	概ねの予定	備考
にしなり Wing （大阪市）	就労継続支援 B 型 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援	11月中旬に利用説明会（10月に案内）。 その後、面接・実習等。	
ワークセンター中授 （大阪市）	就労継続支援 B 型 就労移行支援	夏に実習を行った生徒には個別に通知（12月）。 2月以降に説明会。	実習を希望する方は10月末までに学校に申し出てください。
支援センターさくら （大東市）	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援	11月中旬以降、手続き。 その後、面接・実習等。	実習を希望する方は10月末までに学校に申し出てください。

質問や不明な点がございましたら、担任を通じてお問い合わせください。